2　参加資格

技術提案書の提出者を選定するため、本手続への参加を希望する者は、参加表明書を提出しなければならない。

なお、技術提案書の提出者は、⑴に掲げる資格を満たしている単体企業又は⑵に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

⑴　単体企業

１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）四国地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格のうち土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けている者であること。

３）参加表明書の提出期限の日から見積日までの期間に、四国地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関して指名停止を受けている者でないこと。

４）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定がなされた者を除く。）でないこと。

５）警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

６）技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（説明書参照）。

なお、本業務に参加表明書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がある場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者を、技術提案書の提出者として選定しない。

⑵　設計共同体

⑴に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年４月１日付け四国地方整備局長、ＵＲＬ：http://www.skr.mlit.go.jp/menu/nyusatu.html）に示すところにより四国地方整備局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。なお、設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合は、技術提案書の提出期限までに指名停止措置を受けた会社に代わる構成員を補充したうえで、新たに設計共同体としての資格の認定及び競争参加資格の確認の申請を行うことができる。

3　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　同種又は類似業務の実績　下記１）若しくは２）の実績を有すること。

１）同種業務：「洪水予測システムの検討」及び「洪水予測システムのプログラム構築（改良を含む）」を同時に行った業務

２）類似業務：「洪水予測システムの検討」又は「河川情報システムの検討」を行った業務

⑵　配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況　配置予定管理（主任）技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績は、⑴に示す実績を有すること。

⑶　当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

⑷　過去の業務成績、業務表彰等の有無

4　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　技術職員の経験及び能力　配置予定技術者の資格、同種又は類似業務の実施内容、手持ち業務の状況、担当した業務の業務成績、技術者表彰の有無

⑵　業務実施方針及び特定テーマの技術提案　説明書の理解度、実施方針の妥当性、特定テーマに対する技術提案

5　手続等

⑴　担当部局　〒761―0121 香川県高松市牟礼町牟礼1545　四国地方整備局四国技術事務所総務課総務係　電話087―845―3135（代表）　ＦＡＸ087―845―3151

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法　令和３年２月26日から令和３年５月25日までの閉庁日を除く午前９時00分から午後６時00分まで電子入札システムから入札説明書等ダウンロードシステムにより配布する。電子入札システムのＵＲＬは、次のとおりである。
https://www.e-bisc.go.jp

⑶　参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法　令和３年２月27日から令和３年３月19日までの閉庁日を除く午前９時00分から午後５時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和３年２月27日から令和３年３月19日までの閉庁日を除く午前９時00分から午後５時00分までに、上記⑴に持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着。）すること。

⑷　技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法　令和３年３月30日から令和３年５月26日までの閉庁日を除く午前９時00分から午後５時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和３年３月30日から令和３年５月26日までの閉庁日を除く午前９時00分から午後５時00分までに、上記⑴に持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着。）すること。

6　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金　免除

⑶　契約書作成の要否　要

⑷　当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑸　関連情報を入手するための照会窓口上記５⑴に同じ。

⑹　上記⑵に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業又は設計共同体としての資格の認定を受けていない者（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑺　詳細は説明書による。

7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : AKAZAWA Yoshiki, Shikoku Technical and Engineering Office, Shikoku Regional Development Bureau

⑵　Classification of the services to be procured : 42

⑶　Subject matter of the contract : Shikoku Area Improvement of Flood Prediction System

⑷　Time-limit to express interests : 5 : 00 p.m. 19 March 2021

⑸　Time-limit for the submission of proposals : 5 : 00 p.m. 26 May 2021

⑹　Contact point for documentation relating to the proposal : General Affairs Section, Shikoku Technical and Engineering Office, Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. 1545, Mure, Mure-cho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, 761―0121, Japan Tel 087―845―3135 Fax 087―845―3151

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

令和３・４年度において日本たばこ産業株式会社不動産室の建設工事にかかる一般競争（以下「競争」という。）の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

令和３年２月26日

日本たばこ産業株式会社
不動産室長　清水　祥宏

◎調達機関番号　108　◎所在地番号　13

1　工事種別及びそれに対応する建設業の業種区分　建築工事　建築一式

2　申請の時期　令和３年３月１日から令和３年３月19日まで（当日消印有効）とする。なお、上記期間後も随時受け付けるが、この場合には入札に間に合わないことがある。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　当社所定の「競争参加資格審査申請書（建設工事）」（以下「申請書」という。）は、当社ホームページ上にてダウンロードのこと。
「https://www.jti.co.jp/news/bid.html」